

## 入札の公告内容

次のように県有財産(貸付け)一般競争入札に付します。

令和7年2月 25 日

愛知県知事 大 村 秀 章

### 1 入札に付する物件及び貸付期間

物件 番号	所在及び地番	土地		貸付期間
		地目	貸付面積(㎡)	
1	名古屋市天白区平針南二丁目 1002番4、1002番5、1002番6	宅地	344.22	令和7(2025)年9月1日から 令和12(2030)年8月31日まで
2	名古屋市瑞穂区中山町六丁目 12番のうち一部	宅地	131.16	令和8(2026)年2月1日から 令和13(2031)年1月31日まで

備考 1 全て現況有姿での貸付けになります。(なお、現況の貸付けについて、撤去予定の工作物あり。)

2 物件番号2について、貸付予定地は所在地番のうちの一部であるため、公簿面積とは一致しません。

### 2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 駐車場の運營業務において3年以上の実績を有していること。
- (4) 県税及び国税の未納がないこと。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

### 3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (2) 日時 令和7年2月25日(火)から令和7年3月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

### 4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (2) 日時 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年3月14日(金)午後5時必着とします。

### 5 入札書の受付の場所及び日時

以下の場所、日時において、持参又は郵送により入札書を受け付けます。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)
- (2) 日時 令和7年4月7日(月)から令和7年4月11日(金)までの午前9時から午後5時まで

なお、郵送による場合は一般書留又は簡易書留に限り、令和7年4月11日(金)午後5時必着とします。

## 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札書の記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上（1円未満切上げ）の金額を、入札保証金として、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納めなければなりません。

## 7 開札

- (1) 開札の場所 愛知県自治センター 地下2階 入札室
- (2) 開札の日時 令和7年4月24日（木） 午前10時30分から

## 8 契約書の作成の要否 要

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の規定に該当する入札
- (2) 県有財産（貸付け）一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (3) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- (4) 入札書の金額の表示を訂正したもの
- (5) 入札書の金額が予定価格に達しないもの
- (6) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (7) 担当職員の指示に従わなかった者の入札

## 10 貸付料支払方法

納入通知書により県の指定する期日までに納入するものとします。

## 11 用途等の制限

貸付対象地は、平面駐車場（コインパーキング）の用途に供しなければなりません。  
また、管理上の施設であっても人が常駐する建物を建築することはできません。

## 12 現地確認

現地は各自で確認してください。

現地で測量等する場合には、あらかじめ下記14の問合せ先まで連絡してください。

## 13 その他

貸付けの詳細については、「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」を確認のうえ、入札してください。

「県有財産(貸付け)一般競争入札のしおり」は、3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。

## 14 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 維持・財産グループ  
電話 (052) 954-6580 (ダイヤルイン)  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号